

## 軽米町飲用水確保対策事業補助金交付要綱

### (目的)

第1 軽米町水道事業の給水区域以外等の地域において、安全な飲用水の安定的な確保を図るため飲用井戸及び供給施設（以下「飲用井戸等」という。）の整備を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、軽米町補助金交付規則(昭和44年規則第20号)及びこの要綱で定めるところにより補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲用水 飲用その他日常生活の用に供する自家用の水をいう。
- (2) 給水区域 軽米町水道事業の設置等に関する条例(平成6年条例第20号)別表において定める区域をいう。
- (3) 補助対象区域 原則給水区域以外の地域とする。ただし、給水区域内であっても正当な理由により町水道の利用が困難であると町長が認めた場合にはその限りではない。
- (4) 飲用井戸 住宅(自己の居住の用に供する家屋又は家屋のうち自己の居住の用に供する部分をいい、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第36条第2項に規定する別荘を除く。)に飲用水を供給するために取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水する施設のうち個人が設置するものをいう。
- (5) 供給施設 住宅に飲用水を供給するために取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水する施設のうち飲用井戸以外のものをいう。

### (補助金交付の対象経費)

第3 軽米町飲用水確保対策事業補助金の交付の対象経費は、補助対象区域で生活を営み飲用水を確保するため、飲用井戸等の整備を行う場合に要する次に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)とし、補助金交付により飲用水が確保された後は、異なる工事内容であっても再度の補助対象事業としての実施は認めない。

- (1) ボーリング工事(打ち抜き工事及び素掘り工事を含む)に要する経費
- (2) 取水管の整備に要する経費
- (3) 揚水ポンプの設置に要する経費
- (4) 貯水タンクの設置に関する経費
- (5) 浄水設備(省令本則の表の下欄に掲げる基準に適合するように飲用水の水質を浄化させることができる設備をいう)の設置に要する経費
- (6) 配水共同管(内径50mm以上)布設工事に要する経費
- (7) 水質検査(省令本則の表の上欄に掲げる事項について、水道法(昭和32年法律第177号)第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水質検査をいう。)に要する経費
- (8) その他町長が特別に必要と認めた経費

(補助金の額)

第4 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、1,000円未満の端数を切り捨てる。)で交付限度額は次のとおりとする。

- (1) 1世帯単独で実施する場合 400,000円
- (2) 2世帯共同で実施する場合 600,000円
- (3) 3世帯共同で実施する場合 800,000円
- (4) 4世帯以上の共同で実施する場合 1,000,000円

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、軽米町飲用水確保対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書面を添付し、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 工事費用の見積書
- (3) 工事箇所の見取り図
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6 町長は、第5による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、軽米町飲用水確保対策事業補助金交付決定通知書(様式第3号)を通知する。

(事業の変更等)

第7 申請者は、第6による交付の決定の通知を受けた後において補助対象事業の変更又は中止をしようとするときは、軽米町飲用水確保対策事業変更(中止)申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助対象事業の変更(中止)を認めたときは、軽米町飲用水確保対策事業変更(中止)承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金交付請求書)

第8 申請者は補助対象事業が完了したときは、軽米町飲用水確保対策事業補助金交付請求書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 工事完成写真
- (4) 工事の費用の支払いを証明する書類の写し
- (5) 水質検査の結果を記載した書類の写し(水質検査を実施した場合に限る)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9 町長は第7に規定する補助金交付請求書を受理したときは、必要に応じ現地確認を行い、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(水源の保全)

第10 補助金の交付を受けて、補助対象事業を行う者は、飲用水の水源について、その保全管理に努めなければならない。

(決定の取消)

第11 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取消すことがある。

(補助金の返還)

第12 申請者は前条の規定により補助金の交付の決定を取消された場合において、既に補助金が交付されているときは、町長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱を次のように定め、令和3年度分の補助金から適用する。